

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

3. 土地利用対策

(2) 土地取引の届出勧告制度

(1) 事業目的

国土利用計画法では、一定面積以上^{※1}の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととしています。^{※2}

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することがあります。

※1…一定面積以上の土地

- ① 市街化区域：2,000㎡以上
- ② ①を除く都市計画区域：5,000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外：10,000㎡以上

※2…土地の所在する市役所・町村役場を経由して届け出ます。

(2) 取組状況

令和元年度において、勧告したものはありませんでした。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
用地対策課	0852-22-5077